

生駒市条例第 2 1 号

生駒市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 9 月 1 0 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市手数料条例の一部を改正する条例

生駒市手数料条例（平成 1 2 年 3 月生駒市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 9 の 2 の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。